三　法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者

第二十四条第一号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

第二十六条第十四号中「（平成十六年法律第百五十四号）」を削り、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

第二十七条中「同条第二項」の下に「（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条の表第二条第二十二項の項から第二条第二十五項の項まで及び第五十二条の六十五第二項の項を削り、同表第五十二条の六十六の項中「第五十二条の六十六」の下に「及び第五十二条の八十三第三項」を加え、同表第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号の項及び第五十二条の八十三第三項の項を削る。

第二十九条第一項中「前払式支払手段発行者（」の下に「法第五条第一項の届出書を提出しようとする者及び」を加え、同項ただし書中「法第二十六条を除く。）を法」を「を法第三十条第一項又は」に、「又は第九条第三項」を「若しくは第九条第三項」に改め、同条第二項中「を法」の下に「第三十条第一項又は」を加え、「又は第九条第三項」を「若しくは第九条第三項」に改める。

第三十条第一項中「を含む」を「並びに法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社及び同条第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社を含む。以下この項において同じ」に改め、「外国資金移動業者」の下に「又は信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社」を加え、同項ただし書中「第五十八条」の下に「（これらの規定を法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第二項」の下に「（これらの規定を法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。）」を、「資金移動業者」の下に「（法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。次項において同じ。）」を加える。

第三十一条第一項中「第三章の二」を「第三章の三」に、「第二条第九項」を「第二条第十七項」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（電子決済手段等取引業に関する財務局長等への権限の委任）

第三十一条　法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、電子決済手段等取引業者（法第六十二条の三の登録を受けようとする者並びに法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者及び同条第三項の規定による届出をしようとする発行者を含む。以下この項において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国電子決済手段等取引業者又は銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店に係る同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行若しくは信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社である電子決済手段等取引業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十二条の二十第一項及び第二項、第六十二条の二十一、第六十二条の二十二第一項及び第二項並びに第六十二条の二十四（これらの規定を法第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2　法第六十二条の二十第一項及び第二項（これらの規定を法第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で電子決済手段等取引業者（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を含む。次項において同じ。）の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により電子決済手段等取引業者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済手段等取引業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第三条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の五第二項第四号中「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に改める。

第四十九条の七中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条の表第五十二条の六十一の三第一項第三号の項を次のように改める。

第五十二条の六十一の三第一項第三号	営業所	国内における営業所
	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）

第五十二条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

第五十九条第一項中「法第九十三条第一項及び第二項」を「、法第九十三条第一項」に、「命令（」を「命令並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め（それぞれ」に改め、同条第二項第六号中「及び第二項」を削り、「命令」の下に「並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め」を加える。

第六十一条第一項第七号中「命令」を「求め」に改める。

第六十一条第一項第六号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改め、同項第七号中「命令」を「求め」に改める。